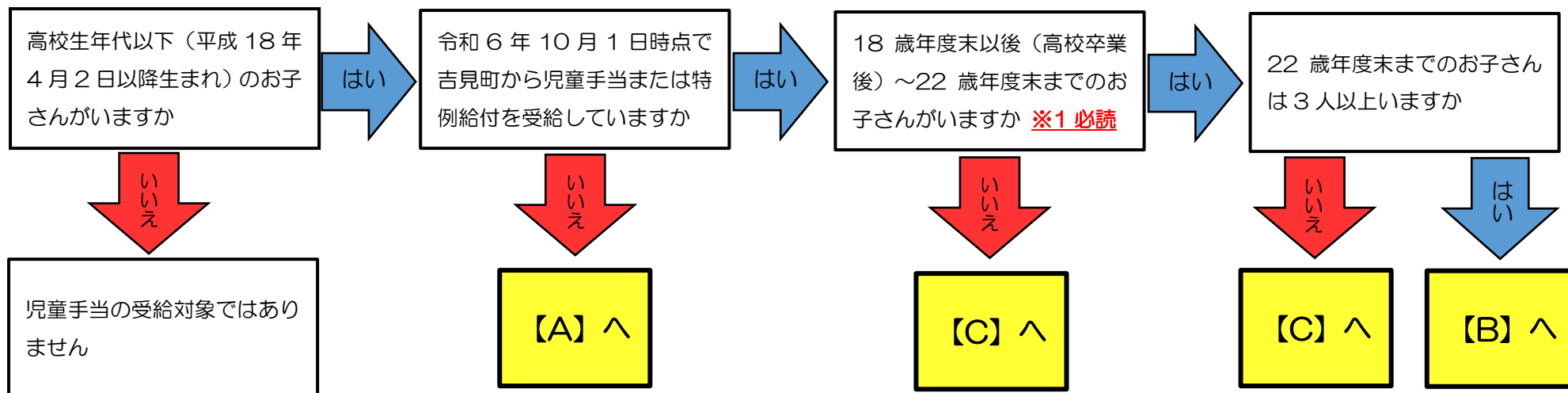


～令和6年度 児童手当制度改正 手続き確認フローチャート～

スタート



◆用語の説明

- ・高校生年代…生年月日が平成 18 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日の方。高校に在学していない場合も含む。
- ・22 歳年度末まで…生年月日が平成 14 年 4 月 2 日以降の方。
- ・18 歳年度末以後…生年月日が平成 18 年 4 月 1 日以前の方。

※1 18 歳年度末以後（高校卒業後）～22 歳年度末までのお子さんは、以下の要件を満たしている場合のみ対象となります。

①受給者が、該当のお子さんについて監護相当の日常生活上の世話および必要な保護をおこなっている

②受給者が、該当のお子さんについて生計費の負担をしている

※受給者の負担がなければ通常の生活水準を維持することができない程度

上記の要件を満たしていれば、該当のお子さんの進学・就職等の状況にかかわらず対象となります。また、該当のお子さんと別居していても、定期的な面会や仕送り等があれば認められる場合があります。

〈対象外となる例〉

- ・該当のお子さんが自立して生計を営んでいる
- ・該当のお子さんが婚姻して配偶者に扶養されている など

～令和6年度 児童手当制度改正 手続き確認フローチャート～

【A】	以下の書類の提出が必要です。 ・児童手当 認定請求書 ・受給者（保護者のうち所得の高い方）の健康保険証の写し ※記号・番号、保険者番号にマスキングを施してください。 ・受給者（保護者のうち所得の高い方）名義の通帳またはキャッシュカードの写し ★以下に該当する場合は、該当する項目の書類も提出してください。 ・住民登録上別居または別世帯となっているお子さんがいる場合 ⇒別居監護申立書 ・22歳年度末までのお子さんを3人以上養育していて、そのうち18歳年度末以後（高校卒業後）のお子さんがいる場合 ⇒監護相当・生計費負担についての確認書（1ページの※1を必ずお読みください） ※公務員の方は、勤務先にご確認ください。 ※受給者（保護者のうち所得の高い方）の住民登録地が吉見町以外の方は、住民登録地にご確認ください。
【B】	以下の書類の提出が必要です。 ・監護相当・生計費負担についての確認書（1ページの※1を必ずお読みください） ★住民登録上別居または別世帯となっているお子さんがいる場合は、次の書類も提出してください。 ⇒別居監護申立書
【C】	原則、申請手続きは不要です。 今回の改正で児童手当額が増額（または特例給付から児童手当に変更）となる方には、通知を送付します。 ★住民登録上別居または別世帯となっているお子さんがいる場合は、次の書類の提出が必要です。 ⇒別居監護申立書